

---

平成23年第7回大和町議会定例会会議録

---

平成23年12月14日(水曜日)

---

応招議員(18名)

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
班 長	瀬 戸 正 志		

## 議事日程

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「一般質問」

・藤巻博史議員

・平渡高志議員

日程第 3 「議案第 6 5 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の  
一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第 6 6 号 平成 2 3 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 5 「議案第 6 7 号 平成 2 3 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 6 「議案第 6 8 号 平成 2 3 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 7 「議案第 6 9 号 平成 2 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第 7 0 号 平成 2 3 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 7 1 号 平成 2 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 1 0 「議案第 7 2 号 平成 2 3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 1 1 「議案第 7 3 号 平成 2 3 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 1 2 「議案第 7 4 号 指定管理者の指定について

（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 1 3 「議案第 7 5 号 指定管理者の指定について

（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 1 4 「議案第 7 6 号 指定管理者の指定について

（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 1 5 「議案第 7 7 号 指定管理者の指定について

（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 1 6 「議案第 7 8 号 指定管理者の指定について

（大和町都市公園条例に基づく施設）」

日程第 1 7 「議案第 7 9 号 指定管理者の指定について

（大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町グループホーム条例に  
基づく施設）」

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時30分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番馬場久雄君及び11番鷓橋浩之君を指名します。

---

## 日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

おはようございます。

それでは、質問要旨に従って、まず1件目から質問させていただきます。

与党が11月のAPECの会場におきましてTPPへの参加表明を行いました。

皆さんもご存じだと思うんですけども、TPPは、農産物も含めたすべての品目の関税をゼロにするという協定で、関税がゼロになりましたら、農水省の試算によりまして食料自給率は40%から13%、それから米の90%は破壊される、1割しか残らないと、それから農林水産物の生産高も4兆5,000億円減少するというふうなことでございます。

ということで、まず一般論として、町の農業への影響とそれと町としての取り組みについてお伺いいたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

おはようございます。

それでは、早速ではございますけれども、藤巻議員のご質問にお答えをします。

T P P、環太平洋経済連携協定にかかわる町農業への影響というご質問でございますけれども、影響額について町独自の試算はしておらないところでございますけれども、農林水産省による試算では、我が国の食料自給率、先ほど議員もお話してございますけれども、現在の40%から13%の急落、また農業生産額も4兆円の縮小、G D Pは8%近く減少して350万人近い就農機会を喪失させるというふうに言われております。

本町農業につきましては、国の食料・農業・農村基本計画に基づきまして地域水田農業ビジョンを作成いたしまして食料自給の確保を図っておりますので、このT P P参加により外国産米が輸入されますと日本の米、もちろん大和町の米につきましても打撃を受けるというふうに思っております。

米の自給が減少しますと農業者等へ係る影響が大きく、地域経済が鈍化しますとともに、耕作放棄地の大幅な増加等が懸念されます。T P Pは、農業分野だけの問題にとどまらず、食品・安全・金融・金融サービス・投資・医療・労働などの21分野から成る広範かつ総合的な協定でございますので、多くの分野でさまざまな影響を及ぼすことが懸念されておりました、政府の情報発信につきましてはまだまだ不十分であると考えております。

町の取り組みといたしましては、去る11月30日にも全国町村長大会が開催され、T P Pへの参加に反対する決議を全会一致で採択いたしているところでございますが、町単独での要望というよりは、このような大きな組織で運動する方がより効果を得ると考えておりますので、今後とも町村会等の組織でまとまった対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番（藤巻博史君）

ありがとうございます。

今町長からもご答弁ございましたように、ＴＰＰにつきましては農業だけじゃなくてというんですか、少なくとも本町で、今お話しありましたように自給率の確保あるいは主要産物でございます米への打撃、それから今、一生懸命努力しておりますところの耕作放棄地、そういうものに対して大きな逆風というふうになることが懸念されるところです。

政府も食料自給率を50%に引き上げるんだという、まさに別な計画も持っておられるようですけれども、しかしアメリカは耕地面積が200ヘクタール、200町歩ですか、それからオーストラリアになると3,000町歩が平均の面積だということ、北海道でさえも22町歩ということで、全然勝負にならないものに参加するというようなことを今表明しているということでございます。

さらには、ございましたように農業分野につきましても、牛肉、ＢＳＥの月齢制限の緩和とかあるいは残留農薬・食品添加物の緩和、そういったものも関税以外の障害物だということで撤廃要求が、これはアメリカとの交渉のようですけれども、出ている。あるいはまた政府の調達ということでも、地方自治体に関しても地方自治体が行っております地元企業への優先発注などということが非関税障壁ですか、関税以外の障壁であるということで、それも撤廃すべきであるという要望も、これもアメリカとの関係の要望のようでございますが、こういうことでございます。

それと、全国の町村議長会におきましても、11月の大会におきましてＴＰＰ反対の特別決議というものを満場一致で採択した、今町長の方からお話しがございました。

そういうことで、本当に今申し上げたように万一といいますか、これがこのまま進みますと我が国というよりも、もちろん町の農政につきましても本当に深刻な打撃になるであろうということは火を見るより明らかだろ

うというふうに思っております。

ということで、今町長のご答弁の中では、農政への影響、農業への影響というのは全体、独自の試算はしていないんだということではありますが、一つ言うことでは、重大な影響があるというご認識はあると思いますが、改めて確認させていただきます。お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申し上げましたが、独自の試算というのは農業関係にしてやっております。これは比較するものがないといいますか、土俵が違ってまして、それぞれ試算の出し方が違うところがございます。

ただ、県への影響が1,086億円と言われております、農業のですね。大和町の場合はその大体2%を担っているということでございますので、単純に掛ければ22億円ほどの影響があるというような、数字的なものですが、これが根拠的に正しいのかどうかは別としまして、そういった大きな影響があると認識をしております。そういったことでございますので、農業。

また、農業の持っている田んぼの保水力とか環境の問題、そういったものにつきましても、農業が荒れてくることによって影響が出てくるということでございますから、そういった意味では農地が荒れる等の大きな影響が出てくることも懸念されるというふうには考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ということで多分、あるいはまた、先ほど申しました全国町村長大会の中においても満場一致ということでございますので、町長におきましてもこの参加に反対であるという立場というのは確認できるんだろうと思うんですが、そういう中でどういうふうやっていくのかについてのことも



う一度確認をしてみたいと思っていたんですけれども、町村会等との組織でまとまって対応していくというご答弁でございました。もちろんこういふことで大事だと思うんですけれども、私は本当に危機的だろうというふうに思っている中では、あるいはまた、昨年の議会におきましても決議を上げたところでございますけれども、改めて町長の決意というものを伺っておきたいと思えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

決意ということでございますが、先ほども申しました全国町村長大会でやっている。前に宮城県町村会でもそういった決議をしております。そういった中で現状反対といいますか、そういう懸念を表明しているところでございますけれども、これは立場が違うといろいろなご意見があるのも現実でございます、この情報が同じレベルで出てくる必要があると思うんですね。ある一方の省庁で試算したのと片一方の省庁で試算したのと違った数字が出てくる状況では、なかなか判断するといっても国民の皆さん方も難しいというところがあるうというふうに思いますので、そういったもので考えるときには国としての情報、そういったものを同じレベルでといいますか基準といいますか、それでやらないと、公表される数字がみんな違ってくと何を信用していいかわからない状況もありますので、その辺の整理は必要だと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

町長おっしゃるように、なかなか同一の土俵レベルというんですか、いわゆる情報の公開そのものがなかなかされない中での、あるいはTPPというのは何なんだという、そういう論もある中での表明ということで非常に問題あると私どもも思っておりますということで、TPPにつきまし

では、町挙げて参加すべきではないという動きにしていくべきだろうということで、私も一緒にやっていくということを申し上げまして1点目は終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

改めて、障がい者はどこへということで、何回かお聞きしているところでございますが、ちょっと細かい話で申しわけないんですけども、3・11のときに指定避難場所ということで防災マニュアルに沿った形で大和中学校に行ったら使用できなかったということで自宅に戻らざるを得なかったという方、それで役場の方にそういうことで半年以上過ぎた中でたまにまだ余震があるという中でどういうところに避難したらいいんだというふうにちょっと問い合わせしたところ、なかなかはっきり示してもらえなかったということをお聞きして、どういうふうなご答弁というんですかね、現状としてどうなっているのであろうかということでお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご質問の内容、障がい者の方々がどこに行くというようなご質問だというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

大和町の避難所につきましては、今お話しありましたけれども、小学校や中学校、教育ふれあいセンターと21カ所を指定しておりまして、町民の避難計画策定ということしております。災害の規模や種別によりまして、全避難所を開設するのではなくて、地区ごとに状況を判断して開設場所を決めて避難所としておりまして、高齢者と障がい者を対象とした避難場所につきましてはひだまりの丘としているところでございます。

3月11日の東日本大震災時には、大和中学校の北側のり面に亀裂が入ったために避難所としては危険であるという判断、また、吉岡小学校はまだ児童が在校している時間でありましたので、避難者が殺到することにより混乱が予想されたということで、吉岡地区ではまほろばホールとひだまりの丘を開設いたしたところでございます。その結果、それぞれ最大で415

名、419名と多くの方が避難されました。

高齢者と障がい者の避難場所としてはひだまりの丘を計画しておったところでございますが、一般の方も避難したために、障がい者の方を優先して誘導できなかったこと、このことは課題と考えております。

今回の避難所のあり方について検討を行いまして、避難所の運営マニュアルを策定して、障がい者、介助の必要な方の適切な場所への誘導、運営を今後図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

はっきり言わなかったかもしれませんが、障がいある方からの問い合わせということでございましたが、それでこの方もそういう状況の中で大和中学校が入れなかったということにつきましては、そういうことであらうなということで納得というんですかね、そういうことなんですけれども、ただ、今後どうなんだということでの問い合わせをしたということでございます。

ちょっと読みますと、総務課によると策定中ということで、まほろばホールになるだろうと。これは問い合わせですので、中身が正確かどうかというのはいろいろあるかもしれませんが、そういうことでひだまりの丘については介護の必要な方が対象になるだろうなというご答弁のようでした。

そういう中で、今町長の方からも、ただ、なるだろうなというご回答ということで、ここですよという回答にはまだなっていないという状況のように私は受けとめたところでございます。そしてまた、今町長のご答弁の中にもマニュアルを策定して運営を図っていくということで、ちょっとぶっちゃけた言い方というとあれですけども、今の時点でどこ行けという指導というかそういったものは今どうなっているのかということでお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、指定しているのは、吉岡では吉岡小学校、大和中学校。吉岡小学校は640名を予定して、大和中学校が820名、まほろばホールが2,700名、研修センター600名、そしてひだまりの丘につきましては、高齢者・障がい者の方を対象の避難場所というふうに現在指定をしております。

それで、この間の震災の際にはまほろばホールとひだまりとなったわけですが、その際の、指定の場所はそういうふうになっておったのですが、ひだまりの丘についてはそういう方々が優先ですよというような誘導ができなかったという反省がございます。

それで、今マニュアルを見直ししているというお話、きのうのご質問でもお答えしたところでございますが、そういったところについてやはりまだまだ足りない部分があったということで、その辺の誘導の仕方、知らしめる方法、そういったものについて、今これまでの経験の中から検討しているということでございます。

ああいった状況の中で広報等で避難場所を説明するところでございますけれども、知らしめる方もそうですし、受けられる方も大変慌てておられる状況の中でございますので、なかなかその徹底ができなかったということがあります。これは非常に難しい課題だというふうに思っておりますが、そういった意味で、今もひだまりの丘が高齢の方々、障がい者を対象にということで、基本的にはそういう設定にはなっておりますが、それを周知徹底と、または今度誘導といいますか案内といいますか、そういった方法の検討、そのことが今課題となって取り組んでおるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ちょっと確認させていただきました。

いろいろあるんでしょうけれども、吉岡地域につきましては吉岡小中、それからまほろばホール、研修センターでしたか、それからひだまりの丘で、なおかつ障がいのある方についてはひだまりですよという、この指定そのものは変わっていないということによろしいわけですね。

そうすると対応の問題なのかもしれませんが、だとすればひだまりだよと答えていいはずなのに、少しあいまいな答弁、ここは窓口の話になるのかもしれませんが、そういう問い合わせいたして随分あいまいな答弁だから本人も迷ったのかなというふうに思いますが、そういう意味では先ほど町長がおっしゃってありました知らせる方法そのものが役場内というんですか、もしその中でも決まっていないのかなと、逆に障がいがあるんですよということで問い合わせたのに「まほろばかな」というふうに答えられたということで、これは本人にも確認しないといけないこと、ここで町長の答弁おかしいぞというふうにはならないと私は思っておりますけれども、その役場内での意思統一について若干あるいは、とりあえず変わっていないということにつきましては役場内においても了解済みということによろしいんですね。そういう聞き方をいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、見直しをしておりますものの、計画的には見直しする前のものが今残っていて、それをやっているわけですね。ですから今現在は不備はあったにせよ、前のやつでやっているということでございます。

ただ、こういうように避難所という場合いろいろあると思うんですけれども、そこに高齢者の方専用ですよと言ったところでほかの人が来たときに排除していいのかとか、そういった難しさというの、実際の運用上はあるということ、その辺も心配しての話かもしれませんが、よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

確かに来た人にいわゆる運営の上での問題、そういうことでの知らしめるマニュアルというのを検討されているのであろうというふうにも思います。そういうことで、この私の質問に対するお答え、障がい児に障がい者、これは吉岡地区というふうな限定をつけないといけなかったのかもしれませんが、については変更はありませんよというご答弁というふうにご確認させていただいたと思っています。

ということで引き続き、そうはいつでもひだまりの丘につきましてはさまざまの方が避難されたということは事実でございますので、そのことの改善というんですか、対応を改善する必要はあるのではないかというふうな指摘をさせていただきまして私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして、4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、私からは2件、2要旨で質問させていただきます。

第1件目の忠良さんを名誉町民にの質問であります。本来なら忠良翁というような呼び方をしなければいけないんでありまじょうが、忠良さんの人柄、また、町民から「忠良さん」で親しまれておりますので、この質問も「忠良さん」と言わせていただきます。

本年3月30日に本町出身の世界的な彫刻家佐藤忠良さんが旅立たれました。

忠良さんは、日本はもとより、世界各国で芸術才能を認められた郷土が生んだ巨匠彫刻家であります。

忠良さんは、明治45年、黒川農学校の教師でありました父佐藤忠四郎様の長男として赴任地、現大和町落合舞野でお生まれになり、大正5年、吉岡町館下へ転居、大正6年、宮城県丸森町へ転居されるまでの幼年時代をこの地で過ごされました。平成7年開館のまほろばホールに、佐藤忠良ギ

ギャラリーを開設させていただき以来、展覧会、講演会などの町の文化振興に多大なるお力添えをいただきました。

私たち大和町民のかけがえのない偉大な忠良さんの偉業を後世まで伝えていくためにも、名誉町民にご推挙したいと考えますが、町長の所見を伺います。

以上、1件目の質問です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

名誉町民につきましては、町名誉町民条例及び町名誉町民条例施行規則において規定されております。

故佐藤忠良氏でございますけれども、今ご紹介ありましたとおり、現代具象彫刻家の最高峰の方でございます。

忠良さんにつきましては先ほどご紹介あったとおり、舞野において生誕されまして、お父さんが亡くなったために、幼少時代はお母さんの実家である北海道の夕張でも過ごされたことがございます。その後、上京されまして、東京美術学校彫刻科へ入学されました。卒業後の目覚ましいご活躍につきましては、皆様方ご承知のとおりでございます。

町といたしましても、佐藤忠良さんが町の出身であるご縁から、平成7年に開館いたしましたまほろばホールに佐藤忠良ギャラリーを開設いたしております。常設展示につきましては、年2回の展示がえをしながら観覧していただいているところでございます。

これまでに佐藤忠良さんと弟子の笹戸千津子さんとのギャラリーオープニング記念対談を初めまして3度にわたり対談会も開催いたしております。また、佐藤忠良「本の仕事展」を初めといたします特別展示につきましては、4回にわたりまして開催いたしました。

氏の作品は、人物や穏やかな表情の銅像に細やかな詩情と崇高な精神性を感じさせて多くの人々を魅了しておるところでございます。

彫刻の第一人者となっても愚直なまでに創作に打ち込む態度を変え

ることなく、民間の毎日芸術賞などを受賞されておりますが、昭和40年代から何度も打診がありました文化功労者や名誉都民、また、お住まいの杉並区の名誉区民賞などの榮譽は辞退されておるところでございます。

このようなことから、告別式も近親者のみの密葬となりまして、後日、故人を偲ぶ会が開催されたところでございます。

また、没後間もないこともございますけれども、生前の故人の意思を尊重していきたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

大和町の名誉町民条例というのがございまして、名誉町民は次に掲げる各号に該当するという中で産業の振興、また社会福祉、学術・学芸の進展に著しい功績があった者となっております。これは本人がそういうものに余り、何と申しますか、辞退をするという話が今ありましたが、我が町では佐藤忠良氏に対して名誉町民等々の打診はいつごろ、また、何回したのかお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

忠良さんに対する名誉町民の打診ということでございますが、条例に基づいた中での資格と申しますか、そういったものは十二分に備えておられるというふうに思っております。

そして、これまでも名誉町民について具体的に私の方から忠良さんに言ったことは今まではございません。ただ、これまで私も何度かお会いしている経緯がある中で、先ほども申し上げたとおり佐藤忠良さん、お話の中でも自分としてはそういうことは一切受けない信念と申しますか、そういうものを持っておると、今後もそういったことを受けることはないのだという話は何回か聞かせていただいております。



今、県美術館の忠良さんのあそこの分につきましては、名誉館長はやむを得ずということをお話しされておりましたが、受けはしたけれども、ほかのものについては私は一切お受けはしないという話は直接私も聞いている状況もございます。

そういったことをごさいますて、それを打診して言われたわけではもちろんない、お話の中でのことをごさいますけれども、そういうことをごさいましたし、そのほかに笹戸さんという弟子でマネジャーといいますか、モデルの方もおいでですが、その人のお話を聞きましても、これまでもいろいろ名誉なご推挙はあったのですが、そういったものについてはすべて丁寧にご辞退をさせていただいているというお話も伺っておりましたので、町としましてはこれまでもそういった具体的に打診もしていなかったところでございます。もちろんそういった、先ほど申しました、なっていたらければ町としても大変うれしいし、ありがたい、すばらしいことだというふうにも思いますけれども、そういったことをこれまでの経緯を踏まえまして町としてはやってこなかったということがこれまででございます。

今後、お亡くなりになったということはございますけれども、この間、偲ぶ会にも私も参加させていただきましたけれども、そのときにも息子さんもそういった趣旨のことをお話しされておりましたので、ご本人とご家族のご意思を大切にすることから気持ちはあるにせよ、あえて申し込みするのはいかがかと。かえってそうしない方が忠良さんの意思に沿うのではないかと判断を今のところしておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

忠良さんは最後まで現役でいらっしゃって、多分野球選手のイチローもそうですけれども、現役中は国民栄誉賞はもらわないといったようなことを言うておりましたが、忠良さんも生涯芸術家として忙しかったし、名誉町民等々受けるとなると、いろいろな町の儀式があったとき出席しなくてはならないとか、そういう煩わしさがあったのかなと。

こういうふうになくなって、町としても出身ですから、忠良さんが生ま

れたということは彼にとっては全国で大和町1カ所しかないわけであり  
ますから、それを見て、出身地で名誉町民にしてあげたいという思いを遺  
族に伝えれば、やはり遺族の方々もそれに対して何ら不満はないんじゃない  
かなと。やはり現役でいらっしゃる時には確かにそういう賞は1カ所  
で受ければ、東京都杉並区の名誉区民ですか、やっぱりいろいろなところ  
から来ると思うんですね、これくらいの人ですから。でも、出身地といた  
しまして、大和町出身ということでもありますので、状況で歩く上では、私  
は本町から名誉町民を打診をしてもいいのではないかと思います、今す  
ぐということではないでしょうけれども、将来、忠良さんのギャラリーも  
ずっと続くと思いますので、大和町名誉町民の佐藤忠良氏ということで、  
私は将来、受け継いでいていただければいいのかなと思うんですが、町  
長、その考えはあるのかどうかお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

忠良さんが生前、名誉町民を受けられなかったというのは、そういった  
忙しさということもあろうかと思いますが、忠良さんの場合は忙しいとい  
うことよりも、お考えといますか信念ということもあったのではないか  
というふうに思います。

と申しますのは、忠良さん、忙しい中ではございますけれども、こちら  
で何かをしたい、対談をしたいとかそういったお願いをした場合にはスケ  
ジュールの調整をしていただいて、ご高齢、そしてお忙しい中ではありま  
すけれども、そういったものにできるだけ参加しようというようなことも  
していただいたこともございます。

ですから、忙しいからというものももちろんあったかもしれませんが  
ども、それだけでなく、忠良さんの考え、信念の中でこれまでそうやって  
こられたというふうに思っております。

お亡くなりになったということで、平渡議員さんのようなお考えもとい  
うことでございますが、名誉町民ということは形としてのことでしょうし、  
大和町としてそういった気持ちがあるということ、そういったことは家族

の方々にもしっかりお伝えをしていかなければいけないというふうには思います。こういった形、機会があるかはわかりませんが、そういったことで、生前はもちろんそうですし、お亡くなりになってからも大和町出身のすばらしい一人物として尊敬をし、敬いをし、そしてこれからも忠良さんとして親しませていただくというような思い、そういったものにつきましても、家族なり、また、笹戸さんなりそういった方々にもお伝えする機会もあろうと思いますので、お伝えさせていただきたいというふうに思います。またそのときにそういった話が出るかどうかですけれども、初めから名誉町民ありきということではなくて、大和町民のそういった思いをしっかりと伝えていきたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

ぜひ町長の思い、また大和町民の思いを遺族の方々にもお伝えし、できれば名誉町民になっていただきたいということを切にお願いいたしまして、1件目の質問を終わりたいと思います。

次に、2件目の若者定住促進住宅の建設をの質問であります。本年11月16日から18日までの3日間、長野県と群馬県に社会文教常任委員会で行政視察研修に行っていました。

長野県の下篠村は、出生率が平成22年度で2.20人で全国1位の村であります。全国平均は1.34人です。平成3年に人口が3,800人まで減少しましたが、平成3年、現在の村長が就任。平成18年には4,200人となり、就任中15年間で400人が増加をしました。

その経過として、平成3年から18年までの間に若者定住促進住宅を10棟、3階建てであります、これを124戸、一戸建て54戸、計178戸を建設しました。その結果、子供の数が増加し、ゼロ歳から14歳が人口の16.7%を占め、県下第1位となりました。

本町では、宮床、吉田、鶴巣、落合の各小学校は年々児童数が減少しております。各地区に若者定住促進住宅を建設し、子供たちをふやす施策をしてはどうか、町長の所見を伺います。

以上が私の質問であります。

議長（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまの若者定住促進住宅の建設についてのご質問にお答えします。

平成21年度からスタートいたしました第4次総合計画の基本計画、基本理念は、町内すべての地域で子供から高齢者にわたるあらゆる世代、人が、そしてこれから大和町に移り住む人たちもというところでございまして、みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちの実現でございます。この理念の実現に向けて各種プロジェクトを推進しているところでございます。

議員からは、これまでも宮床、吉田、鶴巣、落合地区の少子化対策や子育て支援住宅の建設につきましてご提案をいただいた経過がございます。

若者の定住促進につきましては、総合計画を実現する上で大変重要な要素であると考えております。議員ご指摘のとおり、宮床、吉田、鶴巣、落合地区では小学校の児童数が減少しているのも現実でございます。一方、町全体での人口は県内市町村の中でも高い伸びを示しておりまして、その中で若者の定住も進展しているものと認識しております。

若者の定住化促進につきましては、まず、若者の町外への流出を防ぐことであり、町内への企業誘致による雇用の場の創出、住環境の整備や子育て支援策の充実・強化により、進出企業の従業員を中心に多くの若者を町内から本町への定住を促すことが重要であることをこれまでも申し上げており、その実現に全力を傾注しているところでございます。

こういったことから、町有地を利活用した子育て支援住宅や定住促進住宅の検討は大いに期待できるものであり、それぞれの地区において地域を活性化する力が生み出され、児童生徒の増加につながればと考えるところであり、今後、事例の効果や調査研究しながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番（平渡高志君）

この件に関して私は今度で4回目ですね。平成16年の当選した第1回目の6月議会でまず地域バランスをどうしていくのか。その中には、大和町といっても吉岡は相当栄えておるが各旧村はどうなんだということは、人口がだんだん減っていったためでありまして、平成16年の6月議会でそれを言わせていただきました。

また、その後、3回にわたって平成22年、21年とこの問題をやってきました。その中で答弁は一貫して同じであります。大和町全体ではふえておるといふこと。その中でも、ふえておるから、また若者が定住しているから、今結局19.何%、高齢化率はなっていると。それはやはり団地が二つあって、その中に来ているだけであって、各旧村はだんだん衰退しておるんですよ。それを町の方では認識していないのかなと私はいつも質問しながら思うわけであります。

昭和30年に合併して以来、人口は2万人から1万8,000人になり、今は2万6,000人にふえてきている中で、旧村、吉岡は合併当時5,701人でありました。それが今1万1,256人、11月末、12月1日現在でしょうか、5,555人がふえておるんですけれども、宮床は3,004人おったわけですね、昭和30年合併当時。それが1,913人ですよ、もみじヶ丘を除いた。吉田が3,732人おったのが現在2,418人、1,314人が56年間で減っております。鶴巣は3,917人おりましたのが、現在は2,375人、1,542人が減です。また、落合は3,471人おったのが1,826人、現在。1,645人の減であります。この状況は町長はどう考えますか。

議長（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

人口の増加と減少ということでございます。吉岡地区がふえて他地区が減ったということでございまして、そのことについて吉岡に集中したとい

う結果になっているというふうに思います。どういう原因でそうなったかということもあろうかと思いますが、合併以来それぞれの中心といいますが、働く場所とか生活形態がいろいろ変わってきた中で人の動きが出てきたと思います。農業が中心だったことから、今後、それから高度成長の中で働く場を求めてそれぞれの地域から移動がなされたということでございまして、結果的にそういった数字になっているという現状だということに思っております、世の中の経済の動きとかそういったこととも関連した中で人口の移動、そういったことが起きてきたのではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今、時代の流れでそういった。町長は今こういう現象をどう思っていますかと私は質問したんですよね。これでいいのか悪いのか。一極集中になって、これが小学校児童にもつながっていくわけですが、とりあえず旧4村がこれぐらい急激に人口が減っていくという状況。今後この流れ、ずっと減っておりますから、毎年毎年減っておるんですよ。それを町長はどう考え、今後どのようにしていくかということをお聞きしたいです。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは今までのまちづくりの中でこういった動きになっていると思います。

吉岡地区につきましても、ふえている部分につきましては新しい団地と申しますが、南区画整理とかそういったところでございまして、旧吉岡というところは残念ながらふえている状況にはないというふうに思います。

これまでまちづくり計画の中でそういった団地、職住近接のまちづくりという中で、北部工業団地をつくり、また、住宅団地をつくりという形の

計画の中で進めてきたところでございます、その結果として新しいまちといえましょうか、南側の吉岡にあったということで吉岡がふえていることとなりますが、そういった数値的なものになってきたというふうに思っております。

このことがこのままでいいのかということ、そのことについてはそのまま決していいと私も思っておりません。それで前と同じ答えになるかもしれませんが、まずこの地域から外に出ていく人が非常に多かったわけですから、このごろでこここもふえておりますけれども、以前はここも全体が減ってきたわけですね。そういった中でございますので、働く場所を設けてここから出るのを防ごうという第1段階の考え方、それで北部工業団地なり工業団地、流通団地に誘致をしてということでございます。それとセットで新しい人も入れるということで住宅団地もできてきているというふうに思ひまして、今までの一つの計画の中での結果が今こうなっているというふうに思っております。

ただ、旧来のまちに住んでいた方々といえますか、そういった大和町の方々全体を見た場合にそのバランスが崩れていることも、現実そのとおりだと思っております、このことが決していいとは思っておりません。それでバランスのいい地域づくりというのは今後のまちづくりの大きな課題だというふうに思っております、先ほども申しました議員のご質問になったそういった方策、そういうのにつきましてもそういった新しい人を呼び込む方法の一つとして検討といえますか、やっていく値はあるというふうに思っています。

ただ、その進め方について、住宅・アパートがいいのか土地がいいのか、そういったものはまだまだいろいろなケースがあるようでございますので、今も研究しておりますけれども、そういったことは取り組んでいく中で、この方法と限定したわけではなくて、今後そういったことについてはなお研究していかなければいけないと、このように考えておるところでございます。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

#### 4 番 (平渡高志君)

今、本当に前向きな答弁、私も町長も同じような考えであるということで私も安心しておりますが、下籾村は3,800人まで減った。当時の、ここで言えば鶴巣地区の人口と同じくらいだったんですが、それが村長がかわった途端、次の年からふえ始めているんですよ。だから町長の力、それくらいあるんですよ。私は自信を持って、初心に戻って、町長、この前、4期目をやると言った中で、一気にこれをやってほしい。調査研究をやるような時間はないと思いますよ、私は。1年からやれるんです。それでだんだん減っていく中の人口を逆に400人ふやしたということは、何をやったかということやはり若者。町長は、若者は出ないようにする。その政策をずっとやってきました。やってきた中でだんだん旧4村は減ってきたんですよ。それは効果がないということです。今までに町長が12年間やった中の施策では減ってきているんです、ずっと。ですからここは変えて、簡単ですよ、若者促進住宅、それは逆に仙台、富谷、泉から呼べばいいんですよ。その施策というのは村長がとった、また色麻町でもやっております。住宅をつくって、小学校、中学校、高校までいる子供たちの世帯に対して2LDKの部屋を建ててそこに呼び込む。仙台から色麻町では30戸ことしの4月からやったんですけれども、3月で締め切ったんですが、2月から募集して1カ月で30戸満杯になったと。それは町外から全部来て、ですからこれは2LDK、6万から7万円ぐらい、泉ですと七、八万円ぐらいする家賃を3万5,000円で、その負担を2万5,000円は町で補助してやるという施策でやっておるんですよ。やればすぐできることなんですよ、これは。人はふえる。ただ、今若者が来ているといいますけれども、来ているのはもみじヶ丘、杜の丘、吉岡南、そこだけなんですよ。そこだけなんです。吉岡小学校、小野小学校だけがふえておる中で、だんだん小学校の数は旧村は減り続けておるんですよ。

今ゼロ歳から14歳までの占める割合は大和町は15.1%なんですね。下籾村は16.7%なんです。15.1というのは相当高いんです。ですから大和町全体を見ればいいでしょうと言われます。ただ、全体を見るといっても一極集中なんですよ。それを私は是正してほしい。その中で定住化促進住宅を各地区につくれば子供たちもふえる、人口もふえる。

また、下籾村では地区の住宅に来た若者の人たちに消防団員に必ず入団



しなさいと。また、地域のいろいろな行事に参加する、そういう確約をとって入れるんですね。それでも入る方が多くて抽せんで、面接をして、地域の活動に参加すること、そういうのを全部確約して入れておるんですよ。ですから消防団も全部充足率は100%になっておる。そういった施策を今すぐにでもできると思うんです。町長、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今までの政策が失敗だったというお話でございますか。（「そうではない」の声あり）ああ、そうですか。

決して全員が外に出ていったわけではなくて、その地区から吉岡に来ている方々、そういう方もおいでのはずでございますし、働く場を設けるということについて、決して間違っているとは思っておりません。これはこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。そのことによって新しい人が入ってくることもありますし、地元の方々もここで働けるといってございますので、この基本、これは大切なことでございます。

それから、いろいろ地域、地域の条件もあるというふうに思います。下篠村さん、そういう形で非常に成功されているということでございますので、それは大いに参考になるというふうに思いますが、例えばここですと、すぐそばに富谷があり仙台があるというようなエリアの違いとかそういったこともあるんだというふうに思っております。

先ほど住宅でアパートの補助と申しますか、家賃の補助というお考えでございましたが、それはアパートをどこで建てるか、色麻のように民間に委託をしてそれで建ててその補助をするというやり方もあるでしょうし、そういったことはいろいろ的方法的にあるんだろうというふうに思っています。何がベストなのかということについては、それぞれの先ほど申しました地域性なりまたは住環境なり、そういったものによっていろいろ、これがベストだからそれがどこにでも当てはまるものではないというふうに思っておりますので、その辺について、研究という言い方をすると長引くというお考えかもしれませんが、そういったものが課題としてあると

いうことでございます。

いずれこのことにつきまして、平渡議員からも指摘されておるところでございますが、これは町としての課題でもあります、人のバランスと申しますか、人口の、それについては先ほどもう申しましたけれども、これまでも我々も考えておるところでございますけれども、そういった取り組みについて、今まで以上に一生懸命前向き取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番（平渡高志君）

一つ訂正しておきます。12年間、町長が失敗したということは私一言も言っておりません。町全体は発展しておるのは私は認めます。いろいろな企業が来て町が潤ってきて、町長の実績は、統合、また新庁舎建設、いろいろところで私はその力を発揮できておると思っておるので、ただ、旧4村の人口減については施策は何もやっておられなかったのかなと、それだけはお認めになっていただければと思います。

それで、この10年間の小学校の児童の数を見たんですが、18年、今の23年と5年後の数を現状を調べさせていただきました。

吉岡小学校は今現在708人子供の数がおりますが、5年後は732人、もっとふえると思います、これは今の現在ですから、今度団地に南の方にだんだん来ればもっとふえる。732人、5年後の予想ですよ。宮床小学校は今55人おるんですが、これも横ばいで56人ぐらいたと。吉田が今70人小学校おるんですけども、それが57人、13人減りますよね、今のままでしたら。鶴巣が今108人おります。それが5年後は88人。落合が今60人、小学校の児童。これが56人、マイナス4。ずっとこうやっていくと減っていくのが目に見えるんですね。小野小学校は今433人ですが、将来538人、今の現状ですよ。これが杜の丘の300戸、またいろいろなのができればもう700人、そういう数でふえていくと思います。

そういった中で、こういうふうにある小学校だけがふえ、2校ですね、あとの旧村はだんだん減っていく。そうすると複式学級になっていく。私

は中学校は町長の本当のリーダーシップで統合した。小学校まで統合したら、私は地域がなくなっていくんじゃないかなと。ですから小学校は旧村のままで置きたい。それにはやはりこういう若者定住促進住宅を早く建設して、そこに若者、そして子供たちを呼び込んで、町長が目指すバランスのいい地域づくりをやっていかなければと思うんですが、町長、どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小学校が減ってくるということで、小学生ですね、そういったことについては私も危惧をしております。バランスのいいというのはそのとおりだというふうに思いますし、そのための施策ということが大切だと思います。

今お話しのとおり定住住宅と申しますか、そういったものも一つでしょうし、また、その地域から若者が移っていくと申しますか、その原因と申しますか、そういったものについてもやはりきちっとしておかなければならないと思うんですね。一概にできるものではないというふうに思っております。

私は勤め先の問題とかそういうものが一番大きいのかなというふうな思いがあって、職場ということでお話を申し上げておるところでございますけれども、そのほかにも要素があるとすればそういったものを見直すことも必要でしょうし、いずれにしましてもバランスのいい発展と申しますか、それは当然大和町として必要でございますので、その辺につきましてはバランスのいい地域づくりというのは十分心がけていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

大和町に仕事場をつくって若者が出ない、これも私は一つの施策だと思

います。ただ、仙台という大都市があります。ここは旧地区、宮床にしる吉田にしる鶴巣にしる、そこから通えるような範囲なんですよ。ですから仙台に通っている若者でも逆にこっちに呼び込んで、通勤距離でありますから。下篠村は飯田市という30万人の大きな市があって、その人たちを呼んで来て、そこから飯田市の方に勤めさせておるんですね。ですから逆の発想があってもいいのかなと。必ずここに働く場所をつくって、そこにでなくて、私は両方でいいと思いますよ。大和町にも勤める場所がある、また、仙台まで通えるんですから、仙台市の若者を連れてきて通わせる、そういうのって両方でいいのかなと。ですからこれはリーダーシップとワンマンは紙一重。下篠村の職員、副村長も自分の村長に対してワンマンとっております。ですからワンマンでなければできなかったのかなといった施策もやっています。町長にもっとワンマンになってもらいたい、私は、それを期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大須賀 啓君）

これで一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前10時34分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 「議案第65号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第66号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

日程第 5 「議案第67号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 6 「議案第68号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

- 日程第 7 「議案第 69 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 70 号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 71 号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 10 「議案第 72 号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計  
補正予算」
- 日程第 11 「議案第 73 号 平成 23 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 74 号 指定管理者の指定について  
(大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」
- 日程第 13 「議案第 75 号 指定管理者の指定について  
(大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」
- 日程第 14 「議案第 76 号 指定管理者の指定について  
(大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」
- 日程第 15 「議案第 77 号 指定管理者の指定について  
(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」
- 日程第 16 「議案第 78 号 指定管理者の指定について  
(大和町都市公園条例に基づく施設)」
- 日程第 17 「議案第 79 号 指定管理者の指定について  
(大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町グループホーム  
条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第 3、議案第 65 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例から日程第 17、議案第 79 号 指定管理者指定について(大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町デイサービスセンター条例に基づく施設)についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

それでは、議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 65 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を次のように改

正するものです。別表を次のように改めるものでございます。

内容につきまして、別冊の条例議案の説明資料、議案第65号関係の1ページをお開きになっていただきたいと思ひます。新旧対照表でござひます。

これにつきましては、別表を新たな二つの事業に改めまして改正するものでござひます。

分担金を徴収する事業名でござひますが、1番としまして、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震災害復旧事業と、二つ目、平成23年9月20日から21日にかけて発生しました台風15号災害復旧事業でござひます。

分担金につきましては、国災、国の災害に係るものでござひまして、箇所数につきましては、現在のところ農業用施設が地震によるものが8カ所と台風によるもの2カ所の計10カ所を予定いたしてござひます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、1ページでござひますが、附則、この条例は公布の日から施行するものでござひます。よろしくお願ひいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の2ページをお願ひいたします。

あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書第6号ということで、別冊の資料もござひますので、そちらの方につきましてもあわせてよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

議案第66号 平成23年度大和町一般会計補正予算（第6号）でござひます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でござひまして、歳入歳出それぞれ7億6,340万4,000円を追加いたしまして、予算額を106億4,784万5,000円とするものでござひます。

予算の補正の款項の区分につきましては、第1表によるものです。

第2条につきましては、債務負担行為の追加でござひます。

議案書7ページをお願ひしたいと思ひます。

債務負担行為の追加につきましては2件でございます、1件目につきましては町民バス運行業務委託でございます。期間は、平成24年度。限度額につきましては、2,089万5,000円でございます。

2件目につきましてはひだまりの丘施設維持管理業務委託でございます、期間につきましては平成24年度から平成26年度まででございます、限度額につきましては6,900万円でございます。

8ページをお願いしたいと思います。

第3条地方債の追加及び変更であります。

まず追加につきましては、国の法律に基づきます制度貸し付け、土地区画整理組合等貸付金8,200万円の追加でございます。

9ページをお願いしたいと思います。

地方債の変更でございますけれども、県営土地改良事業負担金ほか7事業につきまして総額1億5,610万円、変更増額いたそうとするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款町税4項町たばこ税につきましては、予算額に対しまして現在の収入状況によりまして、歳出見合い分といたしまして2,000万円を補正計上いたそうとするものでございます。

10款地方特例交付金につきましては、現在、収入済額での計上となっております。

11款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定によりますところでの計上となっております。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の2節の障害者援護費負担金につきましては、補装具給付事業、障害福祉サービス事業費の確定見込みによる増額でございます。

同じく2目災害復旧費国庫負担金3節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、現年災害復旧事業費は台風15号災害復旧、道路橋りょう災害復旧事業費は地震災におけます増嵩分となっております。4節公立学校施設災害復旧事業費は、地震災に係る鶴巣小学校西側のり面復旧事業の

国庫負担分となっております。

4 ページをお願いしたいと思います。

2 項国庫補助金 1 節障害福祉費補助金でございますけれども、地域生活支援事業の事業量確定見込みによります減額措置。

4 目消防費補助金は、民間木造住宅耐震改修助成事業補助金の計上です。

6 目特定防衛施設周辺調整交付金につきましては、9 条交付金7,000万円、S A C O 交付金6,600万円計上いたしておりましたけれども、今回9 条分での1 億367万9,000円の内示がございましたので、差額分の計上となっております。

8 目災害復旧費国庫補助金 2 節教育施設災害復旧費補助金でございますけれども、まほろばホール地震災害に係るものでございます。

3 節災害等廃棄物処理事業費補助金は、瓦れき等処理に係るものとなっております。

16 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 3 節障害者支援費負担金でございますけれども、障害福祉サービス費の増加に伴います増額となっております。

3 目教育費負担金 1 節保健体育費負担金につきましては、今回の地震災害救助活動のため総合運動公園を提供したところでございますけれども、その際に破損した施設復旧費の負担金となっております。

2 目県補助金 1 目民生費県補助金 2 節障害福祉費補助金につきましては、国庫補助金と同じく事業量確定見込みによります増額となっております。同じく4 節子育て支援対策臨時特例交付金につきましては、旧大和町役場跡地に建設予定でございます民設保育園に対します補助金、事業費の3 分の2 に相当いたしますものとなっております。

5 ページをお願いしたいと思います。

3 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金の農業者戸別所得補償制度推進事業費につきましては、事業の確定による増額でございます。

5 目消防費県補助金 1 節災害対策費補助金につきましては、国補助金への移行となったものの減額及び新規補助金でございますして、事業実施見込みによる計上となっております。

9 目緊急雇用創出事業補助金につきましては、震災対応補助金でございますけれども、今回、税務関係事務としての対応分となっております。



12目災害復旧費県補助金 1 節農地等災害復旧費補助金につきましては、台風15号によります被害復旧に係りますものでございます。4 節につきましては、地震災によります共同感想調整施設及び菌床培養センター復旧事業に係る補助でございます。

3 項委託金 1 目総務費委託金の 5 節統計調査費委託金につきましては、事業費の確定による減額となっております。

3 目教育費委託金 1 節学校教育費委託金につきましては、震災対応のため追加委託されたものにつきましてはの計上となっております。

17款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 1 節土地売払収入は、法定外公共物払い下げに係るもの、それから 2 節立木売払収入につきましては、宮床、山田、松倉国有林内立木売り払いに係るものでございます。

6 ページをお願いしたいと思います。

18款寄附金 1 項 4 目ふるさと寄附金につきましては、2 名の方から寄せられたものとなっております。

20款繰越金につきましては、平成22年度会計からの繰越金を歳出見合いで今回計上させていただいたものとなっております。

21款諸収入 3 項貸付金元利収入 1 節土木費貸付金元利収入につきましては、大和インター土地区画整理組合からの元金返済分でございます。

21款諸収入 4 項受託事業収入 1 節自転車競技場管理受託事業収入につきましては、宮城県スポーツ振興財団からの確定見込みに伴います減額となっております。

5 項 3 目雑入につきましては、町村会災害見舞金ほか 3 件を措置いたしたところでございます。

7 ページをお願いしたいと思います。

22款町債でございますけれども、2 目農林水産業債の県営土地改良事業負担金につきましては、勝負沢ため池整備事業の事業費増加に伴うもの。

3 目土木債につきましては、国の制度貸付金の土地区画整理組合等貸付金。

5 目民生債は、地震の災害援護資金の追加見込みによるもの。

6 目災害復旧事業債の 1 節一般単独事業債は、地震での庁舎修繕 3 階部分に係るもの、2 節公共土木施設災害復旧事業債、単独債につきましては、台風15号分で3,080万円、地震災で2,320万円で合計の5,400万円になって

いるところでございます。補助債につきましては、台風15号分で760万円、地震債で2,810万円、合計3,570万円となっているところでございます。4節公共学校施設災害復旧事業債は鶴巣小学校災害復旧に係るもの、6節災害等廃棄物処理事業債につきましては災害ごみ処理委託に係るもの、7節農林水産施設災害復旧事業債につきましては、台風15号債の補助事業分の起債を計上いたそうとするものでございます。

以上が歳入でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

資料の8ページでございます。

1款1項1目議会費でございます。これにつきましては、平成23年第6回でご可決いただきました職員等の給与改定に伴う調整でございます。以下、給料、3節職員手当等、4節の共済費につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございます。

一般管理費につきましては、人件費の調整によるものでございます。そのうち3節職員手当等でございますが、台風15号によります職員の時間外手当1,227時間、127人分でございますが、これの手当の計上でございます。

逆になります。1節の報酬でございますが、連絡区費につきましてはことし4月の状況で区長報酬を積算しておりましたが、その後、杜の丘地区、吉岡南第二地区で大幅な世帯数の増加がございましたので、区長報酬のうち世帯割分の変動分を補正するものでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

9ページをお願いしたいと思います。

3目財産管理費でございますけれども、ふるさと寄附金といたしまして2名の方からちょうだいいたしました寄附金を条例の定めによりまして基金積み立てを行おうとするものでございます。科目設定によりまして既に1,000円というふうな予算がございますので、実際の積立額につきましては42万円となるところでございます。

5目財産管理費12節役務費につきましては、財産管理に係ります公用車7台分の自賠償保険料不足分を今回計上をお願いするものでございます。19節交付金につきましては、国有林に係ります部分林が売却されたことによります分収林契約に基づく交付金をお願いするものでございます。収入額の8割分を交付しようとするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、6目企画費につきましては、町民バス運行業務に要します経費でございます。12節役務費につきましては、町民バス4台に係る自賠償保険料の本年4月1日付の改定に伴う自賠償保険料でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

7目電子計算費でございます。これにつきましては、期日前投票システムで有権者増に対するバージョンアップ、それから財務会計の源泉徴収票の様式変更によるもの、それから保守業務委託契約で確定によります減額変更でございます。11節需用費につきましては、ネットワーク増設に伴う配線等の張りかえに伴うものでございます。13節委託料につきましては、期日前投票及び財務会計システムの変更に伴うもの、14節使用料及び賃借料につきましては、まほろばホール等の利用に関するシステムの契約の確定に伴う減額変更でございます。

続きまして、9目交通対策費でございます。これにつきましては12節役務費でございますが、自動車損害保険料としまして総務管理のエスティマに係る自賠償保険料に不足が生じたものでございます。

10目無線放送施設管理費でございます。11節修繕料につきましては、震災後の屋外子局のふぐあい箇所がありまして、これに伴う修繕でございます。13節業務委託料でございますが、子局のバッテリー11局の交換業務を行いまして、その精算によるものでございます。15節工事請負費でございますが、旧庁舎と上下水道課を結んでおりましたガックウ線のケーブルの撤去による工事の精算によるものでございます。

12目諸費でございます。11月3日に行われました大和町表彰式の執行に伴います精算分でございます。1節から11節、各項目による精算でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

それでは、10ページになります2款2項徴税費についてご説明いたします。

1目税務総務費は人件費の調整でございますが、その中の3節職員手当等の時間外手当につきましては、来年2月初旬から始まります申告相談期間中、例年は休日申告としまして日曜の申告を1日実施しておりました。それが今回は日曜日の申告を2日、休日申告を2日間やるということで、1日ふやして実施することにいたしましたので、それに要する時間外勤務手当を計上するものでございます。

今回の申告相談につきましては、東日本大震災によりまして所有する住宅などに被害を受けた方が多数おります。その修理等で損害金が生じた場合、雑損控除の適用が受けられることとなります。この雑損控除を適用する方が今回相当数に上ることが予想されますことから、例年より1日多く休日申告を2日間実施することとしたものでございます。

2目賦課徴収費の4節共済費及び7節の賃金につきましては、住民税の申告相談に係ります資料整理や受け付け事務並びに各種データの入力事務

に伴います臨時事務補助員 3 名に要する経費でございますが、今回は東日本大震災に係ります事務量が増加することが予想されますことから、国で措置しております緊急雇用創出事業、この財源を活用しまして臨時事務補助員の経費を賄うことといたしました。

この緊急雇用創出事業の財源を充当する科目につきましては、24ページに記載しております10款の災害復旧費、この2項1目の総務災害復旧費に税務課分の臨時事務補助員に要する経費を取りまとめることとしましたことから、今回、2目賦課徴収費から4節の共済費と7節の賃金を削除しまして、同じ額を10款2項1目の総務災害復旧費へ移しまして、一般財源から補助財源への調整を図るというものでございます。

12節役務費につきましては、住民税申告相談の際に今回税理士2名をお願いしまして、申告相談に対応するための経費の計上でございます。今回の申告相談に関しましては、先ほども説明申し上げましたように東日本大震災によりまして、所有する住宅等に被害を受けられた方々の中で雑損控除を適用する方が相当数に上がることが予想されますことから、職員のほかに税理士2名をお願いしまして、相談業務に対応したいと考えているものでございます。町で依頼する期間は3月に入ってから6日間でございますが、このほかに仙台北税務署からも今回の震災に係る特別措置としまして税理士2名を5日間、応援していただくことになっております。そのため3月に入ってから平日の申告相談につきましては職員プラス税理士2名が申告相談に対応する体制で臨みたいというふうに考えておるところでございます。

13節委託料につきましては、地方税法の改正に伴いますプログラムの変更に必要な経費でございますが、今回子ども手当の支給に伴う年少扶養控除の見直し、それに関連しまして給与支払い報告書の様式が変更されております。これに対応するためのシステムの変更及び大震災に伴います雑損控除、これに対応するためのプログラム変更並びに家屋評価がえプログラムの変更等に要する経費でございます。

18節備品購入費につきましては、窓口の証明手数料等で使用しておりますレジスターでございますが、平成10年3月購入したものでございまして、14年目になるレジスターでございますが、これが故障いたしましたので、今回新たに購入しようとするものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、景気低迷の長期化、東日本大震災の影響などによりまして、中間申告を行った企業の中で決算申告で業績が落ち込んだことによります法人町民税の還付金及び所得税の還付申告に伴いまして発生しました個人町民税の還付金などに要する経費を計上するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、11ページでございます。

4項4目農業委員会一般選挙執行費でございます。7月10日に行われました農業委員会の一般選挙につきましては無投票となりまして、報酬以下、精算による減額変更でございます。

続きまして、5目吉田土地改良区総代選挙執行費であります。8月25日に行われました吉田土地改良区総代選挙は無投票となりまして、報酬以下、精算による減額変更であります。

続きまして、6目町長選挙執行費であります。10月2日に行われました町長選挙は無投票となりまして、報酬以下、精算による減額変更でございます。

続きまして12ページでございます。

5項1目統計調査費でございます。平成24年1月に行われませう経済センサス調査の調査員の報酬額の算定基準が改正されたため、指導員、調査員の報酬差額分を計上するものでございます。9節旅費につきましては、同様に基準の見直しがございます。減額とするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、12ページの3款民生費1項1目社会福祉総務費でございます。

13ページをお願いいたします。

12節の役務費につきましては、公用車2台分の自賠償に充当するものでございます。13節の委託料につきましては、町内古館のセラピー広場のプラタナス伐採に要する委託料でございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の減額でございます。人件費の調整によるものでございます。

2目老人福祉費でございます。28節の繰出金につきましては、介護保険事業特別会計に要します法定ルール内に基づきます人件費との調整、さらには東日本大震災によります介護保険料の減免等に要する費用の繰り出しでございます。

3目国民年金につきましては、人件費の調整でございます。

4目障害者福祉費12節につきましては、障害基本計画のアンケート調査終了に基づきます郵送料の確定によります減でございます。13節の委託料につきましては、訪問入浴サービス、日中一時支援の業務委託につきまして年間を通しての業務量が確定したことによるものでございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、大崎市のほなみ園の施設利用者の負担金が確定したことによるものでございます。20節扶助費につきましては、障害福祉サービス、児童サービスの利用者の増加によるものでございます。23節につきましては、平成22年度の自立支援医療費の国県負担金の精算による償還の返還金でございます。

5目ひだまりの丘管理費11節需用費につきましては修繕料でございます。空調ボイラー消防設備、浴場の循環ボイラー等の修繕に要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費3目母子福祉費につきましては、乳幼児医療費、心身障害者医療費並びに母子・父子家庭医療費の補助につきまして、防衛の特別調整交付金に該当した部分につきましての財源振替をするものでございます。

4目保育所費19節の負担金補助及び交付金につきましては、昨日、全員協議会等でご説明させていただきました民間保育所のプロポーザルで決定しました社会福祉法人柏松会への事務費、工事費の補助金でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目児童館費です。児童館費の4節の社会保険料、7節、12節につきましてはもみじヶ丘の児童館の児童クラブの小野小学校分室にかかわるもので、4節の社会保険料と7節の賃金につきましては臨時の児童厚生員1名の社会保険料と賃金であります。12節の役務費につきましては、小野小分室の賠償責任保険料等であります。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、15ページ3項災害救助費1目復興支援費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、災害復興住宅の融資利子補給でございます。町単独の利子補給、災害の利子補給事業でございます。これにつきましては、当初12件の見込みを立てましたけれども、実績としまして4件ということで、このたび減額をお願いするものでございます。21節の貸付金につきましては国から来ます災害援護資金の貸付金でございます。これにつきましては、5月の臨時議会当初13件ほど見込んだわけでございますけれども、利用者といえますか、申込者が約20件ということでございまして、このたび1,700万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費の24節でございます。投資及び出資金につきましては、簡易水道債の確定によります水道事業会計への出資でございます。28節の繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計並びに水道事業会計への繰り越しを減額するものでございます。人件費の調整等によるものでございます。

2目予防費23節償還金利子及び割引料につきましては、平成22年度の子宮がん検診並びに乳がん検診の国県の補助確定精算によります返還金でございます。よろしくお願いたします。



議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、3目環境衛生費につきましては、有害鳥獣対策及び狂犬病対策に要します経費でございます。

16ページの方をごらんいただきたいと思います。

12節役務費につきましては、作業用軽トラックに係る自賠責保険料の本年4月1日改定に伴う自賠責保険料でございます。次に、19節の負担金補助及び交付金につきましては、有害鳥獣対策でのクマ駆除活動分等に対します大和町の有害鳥獣被害対策協議会に対します追加負担分でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

16ページでございます。

5款1項2目農業総務費でございますが、11節需用費につきましては、町民研修センターの1階トイレ排水管、正面玄関自動ドアセンサーの修理代に係る費用でございます。

5目農地費の3節職員手当のうち時間外勤務手当につきましては、台風15号による職員の時間外勤務手当でございます。

次に、17ページでございます。

同じく5目農地費の19節負担金でございますが、県営ため池整備事業の勝負沢ため池の負担金と大角ため池に係る県営ため池整備等事業、経済効果算定費に係る負担金の確定見込みに伴います補正計上でございます。

6目水田農業構造改革事業費の7節賃金につきましては、転作等現地確認賃金の確定見込みに伴うもの、11節需用費につきましては、コピー代等の消耗品や食糧費に係るもの、12節役務費につきましては、切手代、それから水田台帳システム保守の手数料でございます。13節委託料につきましては、戸別所得補償対応電算システムのソフト変更に伴う精算確定見込み

によるものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、視察研修の車借上料や高速道路使用料の精算確定見込みによるものでございます。

6款1項2目商工振興費ということでございまして、18ページの9節旅費につきましては、企業誘致活動をより進めますとともに、立地決定企業や関係機関等への情報交換等の活動に要する旅費の補正をお願いするものでございます。

3目観光費の12節役務費につきましては、産業振興課所管の公用車の自賠責保険料に係るものでございます。19節の負担金につきましては、県観光連盟ほか3件の負担金に係る精算確定見込みに伴うものでございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、7款土木費1項1目土木総務費の13節委託料でございますが、砂金沢線ほか17路線の道路台帳の作成及び修正業務に要するものでございます。19節負担金につきましては、このたびの東日本大震災によりまして国道457号整備促進期成同盟会ほか9団体におきまして負担金を徴収しない、行わないということにより減額するものでございます。

19ページでございます。

2項2目の道路新設改良費でございます。これにつきましては防衛省の補助事業の見直しによるものでございまして、7節賃金につきましては臨時職員に対する賃金を減額するものでございます。13節委託料につきましては、町道高田線の舗装改良と天皇寺地区の水路改良事業の実施設計に係るものでございます。15節の工事請負費につきましては、事業計画の見直しによりまして減額をいたすものでございます。

4項1目都市計画総務費の19節負担金でございますが、流通業務市街地整備連絡協議会より繰越金がありますために当面、負担金を徴さないという通知がございましたので、その分について減額するものでございます。

2目の下水道費の28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰り出しでございます。減額でございます。

4目の土地区画整理費でございますが、21節の貸付金でございますが、

大和インター周辺土地区画整理事業地内の保留地を保留地管理法人が取得することに当たりまして、大和町の法人保留地取得資金貸付規則等に基づきまして、取得資金の一部について無利子融資をしようとするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、8款1項2目非常備消防費でございます。これにつきましては19節負担金補助及び交付金でございます。県市町村非常勤消防団補償組合の掛金の引き上げに伴うものでございまして、これにつきましては別紙議案第66号関係の説明資料をお開きをお願いいたします。総務まちづくり課分でございます。この中の2ページでございます。一番後ろになってございます。

この引き上げの内容でございますが、改正内容でございますが、市町村または水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金を条例定数、平成22年12月1日現在でございますが、これによります団員1人当たりの掛金1,900円から2万2,800円に引き上げ、2万4,700円とするものでございます。この内容は、平成23年度に限るものでございます。

2番といたしまして、改正の趣旨でございます。東日本大震災によります消防団員の死者・行方不明者が251名に上っております。その多くが公務中であったため、市町村が消防団員等公務災害補償等共済基金に対しまして平成23年度に限って特別な掛金を払うことによりまして、被災した消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保するためというふうになってございます。

3番といたしまして、大和町の追加掛金の負担金の試算でございますが、引き上げ額につきましては2万2,800円でございます。これに条例定数565人分を掛けまして、追加負担金については1,288万2,000円となるものでございます。

それでは、補正予算の別紙明細書の方をごらんいただきたいと思います。

続きまして、3目消防施設費でございます。11節需用費につきましては、

軽積載車スタッドレスタイヤ購入代及び防火水槽4カ所の震災による修理代でございます。12節役務費につきましては、防衛調整交付金で購入いたします軽積載車の検査・登録費用及び自賠責任意保険料でございます。13節委託料につきましては、役場跡地でございます上町・中町班の消防ポンプ庫の建てかえに伴う設計委託料でございます。18節備品購入費につきましては、小型動力ポンプ軽積載車1台分を購入するものでございまして、今回は第3分団配備という予定になってございます。27節公課費は、小型動力ポンプ積載車の自動車重量税に係るものでございます。

続きまして、4目水防費でございます。9節旅費でございますが、台風15号の用によりまして水防団が出動いたしまして、出勤手当に不足が生じたもので補正をお願いするものでございます。

5目災害対策費でございますが、11節需用費のうち、消耗品につきましては災害対策等に係りますコピー代、印刷製本費につきましては大和町の震災の記録書を印刷するものでございまして、1万部を予定しております。制作が完了いたしましたら毎戸配布を予定しているものでございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、みやぎ木造住宅耐震診断工事助成費用に係るものでございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

21ページをお願いいたします。

9款教育費1項2目事務局費でございます。19節につきましては、私立幼稚園就園奨励費の23年度分確定見込み額4,361万3,000円に不足する976万4,000円の補正をお願いとするものであります。

2項小学校費2目教育振興費8節報償費につきましては、宮城県が緊急スクールソーシャルワーカー活用事業として被災児童生徒の心のケア等を目的としまして、従来のスクールソーシャルワーカーを拡充することになりまして、県の委託を受け、町でも相談回数をふやし、相談体制の充実を図ろうとするものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

それでは、22ページをごらんください。

9款教育費4項社会教育費8節報償費及び11節需用費でございますが、青少年事業費確定によりまして調整するものでございます。12節役務費につきましては公用車に係る自賠責保険料改定による不足額の補正でございます。

2目公民館費12節役務費でございます。公用車に係ります自賠責保険料不足額の補正でございます。

4目まほろばホール管理費11節需用費でございますが、小ホールの証明、LED型蛍光灯交換修理費並びに空調機のベルト交換、ホワイエ天井排煙窓ダンパー交換、大ホールカセットデッキの修繕に係ります修繕料でございます。

続きまして、9款教育費5項保健体育費、23ページをごらんください、1目保健体育総務費8節報償費、賞賜金でございます。こちらにつきましては、スポーツ支援奨励金、今回28件2団体に交付いたしましたので、不足を補正するものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。東北総合体育大会開催地負担金でございますが、震災によりましてハンドボール・自転車・アイスホッケーの負担金が徴収されませんでしたので減額補正するものでございます。補助金、バレーボールと野球と2団体、新規加入しましたスポーツ少年団の補助金を補正するものでございます。

4目総合運動公園管理費15節工事請負費でございます。陸上自衛隊第5旅団が総合運動公園の方に駐留いたしました際に破損した分の修理ということで、舗装が通路及び駐車場829平米、平板ブロック648平米、雨水ます等の修繕に係る工事費でございます。

6目自転車競技場管理費、11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料でございますが、スポーツ振興財団との管理受託事業額確定見込みによりまして減額でございます。18節備品購入費につきましてはファクスの購入でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、10款災害復旧費 1 項 1 目道路橋りょう災害復旧費でございますが、これは台風18号による被害のあったところの災害復旧費でございます。15節の工事請負費につきましては道路・河川の復旧に要するものでございまして、単独債につきましては町道石倉線ほか18路線、29カ所。準用河川山田川ほか 4 河川の21カ所の復旧に要するものと補助債につきましては町道 2 カ所、上綱木下原線、それから小鶴沢線の 2 カ所です。準用河川につきましては、山田川と小西川の 2 河川 4 カ所の復旧に要するものでございます。

議長（大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

24ページになります。2 項東北関東大地震災害復旧費 1 目総務災害復旧費でございますが、先ほど 2 款 2 項 2 目の賦課徴収費でご説明いたしました臨時事務補助員に係ります 4 節町債費の社会保険料と、7 節賃金につきましては 2 款 2 項 2 目の方からこちらに科目を変更いたしまして、一般財源から補助財源への調整を行うものでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

13節委託料でございますけれども、地震災におけます庁舎復旧の際のマンホールあるいは建物壁面の調査費用を計上いたしておりましたけれども、不要となりましたので今回減額をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、地震災におけます 3 階部分の電気照明設備等の工事を今回計上をお願いいたすものでございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

20節の扶助費につきましては、このたびの震災によります半壊世帯につきまして、1世帯当たり25万円という町単独の支援策でございますけれども、これにつきまして20世帯相当分の増額をお願いするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、2目衛生環境災害復旧費につきましては、東日本大震災によります震災ごみの処分に要します経費でございます。11節需用費、うち修繕料につきましては震災ごみ仮置き場での町有作業車の一部修繕に要する費用でございます。次に13節委託料の業務委託費につきましては、震災ごみの処分で処分の最終的な推計量ですが、9,000トンを超える量でございます。6月の時点では4,500トンというふうにお話ししましたが、これが9,000トンを超える状況になっておりますので、これらの処分の要します震災ごみの処分に充てる経費を見込んでの今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

4目農林商工施設災害復旧費の12節役務費につきましては、下桧和田揚水機場の建築確認検査手数料に係るもの、19節補助金につきましては、共同施設でありますJAあさひなの鶴巣ライスセンターと、吉田にあります七ツ森菌床シイタケ培養センターに係る補助金を県財源をそのまま町を通じて助成する内容のものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

5目土木施設災害復旧費でございます。11節需用費につきましては、土のう袋等被災箇所の復旧資材の購入及びマンホールのすりつけ等道路の修繕に要するものでございます。15節工事請負費につきましては、住宅の応急修理制度を実施しておりますがその利用の申請が12月9日現在で129件ございまして、そのうち補助該当するのが115件となっております。今回120件分までの枠を確保して今後に対応したいということで、9月補正以降、90件まで補正をお願いしているところでありますが、30件プラスしまして、その分について今回増額補正をお願いいたすものでございます。また、補助災の査定もほぼ終了いたしまして、道路等の全体工事費が積み上がってまいりましたので、不足する分について補正を今回お願いするものでございます。また、単独債、55カ所中34カ所について発注済みでございますが、残り分について発注するに当たりまして、積算上不足する分について今回補正をお願いいたすものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

6目教育施設災害復旧費でございます。11節につきましては総合体育館等社会教育施設災害復旧補助事業に要する事務用消耗品であります。19節の79万2,000円の減額であります。宮城県が東日本大震災の被災幼稚園児への就園支援事業といたしまして補助金を被災幼稚園児世帯へ直接交付することになりましたことから、相当分を町の私立幼稚園就園奨励費を減額するものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。



産業振興課長（庄司正巳君）

25ページでございます。10款災害復旧費3項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費でございます。台風15号に係るものでございまして、13節委託料でございますが、国災4カ所。内訳としましてはため池1カ所、揚水機場1カ所、農道2カ所に係る調査、測量設計に要する額を計上いたしております。15節工事費につきましては、委託料同様、国災4カ所に係る工事費でございます。19節補助金につきましては、農業用施設等小災害復旧事業補助金に係る所要額の計上でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

4項1目公立学校施設災害復旧費でございます。これにつきましては13節、15節につきまして、台風15号による被害を受けました鶴巣小学校校舎西側ののり面崩落災害に係る調査、設計委託費及び請負工事費であります。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

11款公債費でございますけれども、平成22年度町債借入分の利率及び借入期日確定に伴います減額をお願いするものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第67号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成23年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,326万4,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の35ページをお願いいたします。

歳入の3款2項3目1節は、震災に伴う療養費等に係る一部負担金の減免の特例措置に伴う災害臨時交付金であります。

4款1項1目1節は、退職被保険者療養医療費の給付見込み額の増額に伴い社会保険診療報酬支払基金からの現年度分療養給付費交付金であります。

9款1項1目3節は、国保従事職員の一般会計からの繰入金を減額するものであります。

10款1項2目1節は、前年度からのその他繰越金であります。

36ページになります。

歳出1款1項1目一般管理費ですが、2節から4節までは人件費の調整であります。11節は震災関連コピー代、印刷代等でございます。

2款1項2目19節は、退職被保険者等医療の給付見込みによる負担金であります。

同じく 3 目20節は、震災関連一部負担金免除に係る扶助費でございます。

4 目19節は退職被保険者等療養の給付見込みによる負担金、20節は給付見込み及び震災関連一部負担金免除に係る扶助費でございます。

2 款 2 項 2 目19節は、退職被保険者高額療養の給付見込みに係る負担金であります。

3 款 1 項 1 目19節は、後期高齢者支援金の確定による負担金であります。

10 款 1 項 3 目23節は、22年度の療養給付費交付金確定並びに22年度の特定健診等の負担金確定による返還金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

議案第68号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第 1 条としまして歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,816万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,580万3,000円とするものでございます。

2 項としまして、歳入歳出予算の補正につきましては第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書42ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付費につきましては、この介護給付費につきましては現在国から交付決定となっております金額を確定させたものでございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金、5 目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、これにつきましても国からの交付決定となった金額でございます。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、社会保険診療報酬支払基金よりの交付決定となったものでございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましても国庫負担金同様

の交付決定となっている金額でございます。

次のページをお願いいたします。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、介護給付費へ充当する繰入金でございます。職員の給与等の調整による補正でございます。

2項基金繰入金1項財政調整基金繰入金につきましては、財源調整による繰入金でございます。

8款繰越金1項1目につきましては、22年度からの繰越金でございます。次のページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費20節の扶助費につきましては、介護保険料等の震災による減免によるものでございます。

2項徴収費1目賦課徴収費につきましては、保険料の減免システムの改修委託料の確定に伴うものでございます。

3項1目認定調査費等につきましては、8節報償費につきましては介護認定調査員の調査実績見込みによります増でございます。これにつきましては介護認定調査員、調査件数1件当たり3,500円ということで、約100件分の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費につきましては、1目から4目につきましてはそれぞれ介護サービスの実績見込みによります補正でございます。国保連合会への負担金でございます。

1目の居宅介護サービス等につきましては、訪問介護、通所サービス、住宅改修、福祉用具購入費等に要するものでございます。

2目につきましては、老人福祉施設への給付費でございます。

3目につきましては、ケアプラン作成費でございます。財源調整によるものでございます。

4目につきましては、グループホームや通所サービスの給付費でございます。

続きまして、2項高額介護サービス等費でございます。

1目、2目につきましては、財源の調整でございます。

3目の高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療、介護保険料の個人負担分が一定割合を超える方々に対しましての給付費でございます。実績見込みによる補正でございます。

次のページ、3項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付等費につきましては財源調整でございます。

2目の介護予防サービス計画給付等費につきましては、要介護認定、要支援1・2の方への介護サービスの給付に要するものでございます。

4項特定入居者介護サービス等費1目特定入居者介護サービス等費につきましては、特定入所者、低所得者の老人の方々でございますけれども、そのの方々への居住費、食費等のサービスでございます、実績の見込みによるものでございます。

5項その他の諸費1目審査支払手数料につきましては、介護給付審査手数料につきましては財源調整でございます。

3款諸支出金1項2目償還金につきましては、平成22年度介護給付の国庫負担金、県負担金につきましては、確定精算に伴います返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。これにつきましては地域包括支援センター職員の人件費等の調整でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長（内海賢一君）

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第69号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成23年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,840万4,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表によるも

のでございます。

事項別明細書の51ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款2項1目1節保険料還付金は、宮城県後期高齢者医療広域連合会からの22年度分の保険料の還付金であります。

歳出の3款1項1目23節償還金利子及び割引料は、22年度分の被保険者への保険料の還付金であります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第70号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,543万円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の55ページでご説明をいたします。

歳入であります。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料につきましては、特に仙台北部工業団地の企業様の震災被害、生産施設等の被害であります。これらにより排水量が減少したことに伴い、その生産見込みにより減額補正をするものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、公債費の利子確定に伴う減額の補正でございます。

次に、56ページとなります。歳出であります。

1款1項1目一般管理費の27節公課費につきましては、消費税の確定による減額補正であります。

2項下水道建設費につきましては、人件費の調整であります。そのうち3節職員手当等につきましては、地震災害等による時間外勤務手当の補正もお願いするものであります。

2款公債費1項2目利子の23節償還金利子及び割引料は、利子の確定により減額補正をするものでございます。以上でございます。

次に、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第71号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,512万5,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の60ページでご説明いたします。

歳入であります。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、財源調整によります補正をするものであります。

次に、歳出であります。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては人件費の調整であります。

27節公課費につきましては、消費税額の確定により補正をするものであります。以上でございます。

次に、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第72号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億497万7,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の64ページでご説明をいたします。  
歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に基づく財源調整により減額の補正をするものであります。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、消費税の確定による還付金の補正であります。

次に、65ページをお願いいたします。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費及び2項1目合併処理浄化槽建設費につきましては人件費を調整するものでありますが、そのうち3節の職員手当等につきましては、地震災害等による時間外勤務手当の補正もお願いするものであります。

2款公債費1項1目利子の23節償還金利子及び割引料は、利子確定による減額の補正でございます。以上でございます。

次に、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第73号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条総則です。

平成23年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります

平成23年度大和町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございます。

第1款水道事業収益に921万1,000円を追加し、合計を8億3,729万4,000円とし、1項営業収益に743万1,000円を追加し、6億9,898万9,000円とし、2項営業外収益に178万円を追加し、1億3,830万5,000円とするものであります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用に2,387万5,000円を追加し、合計を8億3,636万3,000円とし、1項営業費用にも同額を追加しまして8億647万7,000円とするものであります。

次に、第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧



書中、2億1,666万3,000円を2億1,614万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億7,976万3,000円を1億7,924万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというものであります。

収入であります。

第1款の資本的収入を6,458万6,000円を減額し、合計を8,837万7,000円とし、1項企業債を6,510万円を減額、合計を6,600万円とし、2項出資金に51万4,000円を追加し、2,237万7,000円とするものであります。

次に、支出であります。

1款の資本的支出を6,510万円を減額し、合計を3億452万6,000円とし、1項建設改良費を同額減額し、2億2,497万8,000円とするものであります。

次に、24ページ、第4条債務負担行為であります。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものであります。

事項につきましては宿日直業務委託でありまして、期間を平成24年度から平成26年度までの3カ年で、限度額を1,323万円といたすものであります。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。が、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費を4,502万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の70ページからご説明いたします。平成23年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。

収益的収入及び支出の収入であります。

1款水道事業収益1項3目加入金につきましては、給水加入金の実績見込みによる補正であります。

4目その他営業収益につきましては、手数料の実績見込み及び他市町への応援給水実績により補正を行うものであります。

2項営業外収益1目他会計補助金につきましては一般会計への補助金ですが、財政調整により減額補正をいたすものであります。

3目開発負担金につきましては、収納実績により補正をするものであります。

次に、71ページの支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費であります。が、給料、手当、法定福

利費につきましては人件費の調整であります、そのうち手当につきましては、応援給水などに係る時間外勤務手当の補正もお願いするものであります。

委託料につきましては、量水器、水道メーターであります、これらの交換業務委託料の実績により減額補正をいたすものであります。

5目資産減耗費であります、これまで宮城大学方面へ配水しておりました、ポンプで加圧して送っておりましたが、その石倉ポンプ場につきまして直圧での配水が可能となりまして、そのように配水の切りかえをいたしましたことに伴い石倉ポンプ場を解体したことに伴いまして、その固定資産額を除却する費用分につきまして補正をするものであります。

次に、72ページの資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入1項1目企業債につきましては、根古若畑簡易水道事業につきまして、今年度浄水施設の整備を計画しておりました。クリプトスポリジウム、病原性原虫、この対策の整備というふうなものであります、計画しておりましたが、3月11日と4月7日、これらの大震災によりまして、湧水の部分を水源としまして取水をいたしておりましたが、その原水の濁りがおさまるまで約3カ月の期間を要しまして、被害を受けた水源が将来にわたり恒久的に利用できるかどうかなど、その整備のあり方について検討を行う必要があるために今年度の整備実施を見送ることといたしまして、予定いたしました企業債を減額補正するものであります。

2項1目出資金につきましては、上水道広域化対策及び簡易水道に係る出資金の確定見込みにより補正をするものでございます。

次に、支出であります。

1款資本的支出1項3目簡易水道事業費の管工事費につきましては、収入の企業債の部分でご説明しましたとおり、根古若畑簡易水道事業の浄水施設の整備について今年度の実施を見送ることとしまして、予定した費用につきまして減額補正をいたすものでございます。

次に、76ページ、債務負担行為に関する調書でございます。

上下水道事業庁舎でございますが、宿日直業務の関係でございます、その債務負担行為を予定するものでありまして、限度額を1,323万円とし、期間につきましては平成24年度から平成26年度までの3カ年とするものであります。

なお、その財源につきましては、営業収益により措置するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

議案書の25ページでございます。議案第74号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、ダイナヒルズ西部公園、ダイナヒルズ展望公園。

指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社大和町地域振興公社。

指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものでございます。

説明資料により内容のご説明を申し上げますので、説明資料の議案第74号～第79号関係説明資料、指定管理者の指定についての1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第74号の関連の施設の概要でございます。

1としまして、施設の名称及び位置でございますが、ダイナヒルズ西部公園の位置でございますが、大和町松坂平1丁目。展望公園については、松坂平4丁目でございます。

団体の名称は、先ほど申し上げました株式会社大和町地域振興公社。代表者が代表取締役千坂正志でございます。

所在地が大和町吉岡字中町18番地でございます。期間は3年ということでございます。

選定の理由でございますが、ダイナヒルズ公園は、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理をしている施設でございます。

当社は、町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行っていただいております。

これまでの施設管理業務の中で得た知識と経験により施設の安全な維持管理と町民の憩いの場、良好な緑地環境などを提供できる団体であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても投稿者を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものであり、同条例第5条第1項の規定により公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料155万円を見込むものでございます。

戻っていただきまして、議案書の26ページでございます。

議案第75号 指定管理者の指定について。本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、公の施設の名称でございますが、七ツ森ふれあいの里。

指定管理者の団体の名称が、株式会社大和町地域振興公社。

指定の期間でございますが、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものでございます。

説明資料の方に移っていただきまして、説明資料の2ページでございます。

施設の位置でございますが、七ツ森ふれあいの里は大和町宮床字高山120番地の23でございます。

指定管理者の団体の名称につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

指定期間につきましては同様に、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたすものでございます。

選定の理由でございますが、七ツ森ふれあいの里は、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託を管理している施設でございます。

当社につきましては、当該施設の管理を長期にわたり受託をしていただいております。申請の受け付け事務、かぎの受け渡し及び施設の維持管理を良好に行っているものであります。これまでの施設管理業務の

中で得た知識と経験により、施設の安全な維持管理と町民の憩いの場、良好な緑地環境などを提供できる団体であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても、当候補者を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものでございまして、同条例第5条第1項の規定により公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料153万9,000円を見込むものでございます。

戻っていただきまして、議案書27ページでございます。

議案第76号 指定管理者の指定について。本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称でございますが、七ツ森陶芸体験館。

団体の名称でございますが、百窯の里七ツ森陶芸体験館管理会。

期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までといたすものでございます。

説明資料の方でございますが、3ページをお願いいたします。

名称でございますが、七ツ森陶芸体験館。

位置につきましては、大和町宮床字高山120番地でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、百窯の里七ツ森陶芸体験館管理会。代表が安部 勝でございます。

所在地、大和町宮床字高山120番地でございます。

指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたすものでございます。

選定の理由でございますが、七ツ森陶芸体験館は、現在、百窯の里七ツ森陶芸体験館管理会が管理を受託しているものでございます。当管理会は、開館当初から陶芸の指導と体験館の管理運営のために設立された組織体でございまして、開館当初より管理を受託していた株式会社大和町地域振興公社から一部委託され、当施設の実質的な管理を良好に行っていたことから、平成18年4月に指定管理者導入時点で候補者となったものでございます。

当管理会が、これまでの施設管理業務の中で得た知識と経験による良好な施設の維持管理並びに来館者のニーズの把握等による適切な陶芸指導が

可能であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても、当候補会を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものでありまして、同条例第5条第1項の規定により公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料247万9,000円を見込むものでございます。

戻っていただきまして、議案書28ページでございます。

議案第77号 指定管理者指定について。公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、施設の名称でございますが、四十八滝運動公園。

団体の名称につきましては、株式会社大和町地域振興公社。

期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするものでございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

施設の名称及び位置でございますが、四十八滝運動公園でございます、大和町吉田字台ヶ森北35番9でございます。

団体の名称につきましては、株式会社大和町地域振興公社でございます、代表者名、所在地はごらんとおりでございます。

指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたすものでございます。

選定の理由でございますが、四十八滝運動公園は、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理をしている施設でございます。

当公社につきましては、当該施設の管理を長期にわたり受託をしていただきまして、申請の受け付け事務、かぎの受け渡し及び施設の維持管理を良好に行っているものでございます。

これまでの施設管理業務の中で得た知識と経験により、施設の安全な維持管理と町民の憩いの場、良好な緑地環境などを提供できる団体であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても当公社を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものであり、同条例第5条第1項の規定により公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料としまして、358万5,000円を見込むものでございます。以上

でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の29ページ、議案第78号 指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

本町の公の施設に係る指定管理として、下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行われせる公の施設の名称でございますが、東下蔵公園ほか25公園の管理でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社大和町地域振興公社でございます。

指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

これにつきましては別冊の説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

施設につきましては26公園であります。今回一番下に記載してある小野南中央公園、これが新たに加わっております。大和町テクノヒルズ地内の公園でございます。合わせて26公園。

指定管理者となる団体の名称及び指定期間につきましては、先ほどご説明した内容でございます。

選定の理由でございますが、これまで6年間指定管理を同公社の方にさせていただきまして、その管理状況等について、指定管理者候補者選定委員会で現行の指定管理者を候補者として任意指定が承認されたところございまして、今後、現行の指定管理者に引き続き委託することが効果的・効率的な管理運営が期待できるということから、公募によらない形での選定をお願いするものでございます。

指定管理料につきましては、2,418万円を見込むものでございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。

議案第79号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございます。大和町認知症高齢者グループホーム、大和町デイサービスセンター、すずらん、ひだまりの丘の3施設でございます。

2番目としまして、指定管理者となる団体の名称でございます。社会福祉法人永楽会様でございます。

3番目としまして、指定の期間、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

別冊資料の7ページをお願いいたします。

説明資料7ページの1番目としまして、施設の名称、位置につきましては、ただいまご説明しましたとおりの3施設でございます。

2番目の指定管理者となる団体の名称でございます。団体名が社会福祉法人永楽会。代表者名が理事長小川宗寿様。

所在地が、大衡村大瓜字長町77番地の3でございます。

指定の期間は5年間でございます。

4番目としまして、募集期間でございますけれども、平成23年9月26日から平成23年10月17日までの3週間行いました。

5番目の応募団体としまして、社会福祉法人永楽会でございます。

6番目の指定管理者候補者選定委員会の構成でございますけれども、委員数10名、内訳としましては外部からの委員さん3名、町職員委員7名で構成いたしました。

7番目の選定の経過としまして、認知症高齢者グループホームほか2施設の指定管理者を公募により募集したところ、応募団体は1団体であったと。平成23年10月24日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、当該団体



が指定管理者候補者として選定されました。選定委員会につきましては、応募は1団体でありましたが、提出された関係書類等、応募団体からの説明をもとに審査を実施しました。

審査は、手続条例第4条で規定する選定基準に基づきまして、各項目ごとに採点方式で行いました。採点については、3施設を一括して採点することとしまして、施設を管理する上で町が要求する基準値を設定し、それを下回って採点された場合は失格とすることといたしました。

採点の結果、すべての項目におきまして町が要求する基準値を上回り、公の施設を管理する上での考え方、緊急時の対応、従前の管理の状況等についても十分な実績を示しているとともに、今後の施設運営及び介護支援に対する考え方についても十分評価できることから指定管理者の候補者として選定したものであります。

8番目の指定管理料は無償でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により12月15日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月15日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、16日の午後1時30分です。

大変御苦労さまでした。

午後2時56分 延 会